

昭和二十八年法律第二百六号

社会保険審査官及び社会保険審査会法

目次

第一章 社会保険審査官

第一節 設置（第一条・第二条）

第二節 審査請求の手続（第三条—第十八条）

第二章 社会保険審査会

第一節 設置及び組織（第十九条—第三十一条）

第二節 再審査請求及び審査請求の手続（第三十二条—第四十五条）

第三章 罰則（第四十五条の二—第四十八条）

附則

第一章 社会保険審査官

第一節 設置

（設置）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百八十九条、**船員保険法**（昭和十四年法律第七十三号）、**第三十八条**、**厚生年金保険法**（昭和二十九年法律第一百五十五号）第九十条（同条第二項及び第六項を除く。以下同じ。）及び**石炭鉱業年金基金法**（昭和四十二年法律第一百三十五号）第三十三条第一項、**国民年金法**（昭和三十四年法律第一百四十一号）第一百一条（同法第一百三十八条规定する場合を含む。以下同じ。）並びに**厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律**（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）第八条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。

2 審査官の定数は、政令で定める。

（任命）

第二条 審査官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命ずる。

第二節 審査請求の手続

（管轄審査官）

第三条 健康保険法第一百八十九条、**船員保険法**第一百三十八条、**厚生年金保険法**第九十条若しくは**石炭鉱業年金基金法**第三十三条第一項、**国民年金法**第一百一条又は年金給付遅延加算金支給法第八条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に對してするものとする。

一 日本年金機構（以下「機構」という。）がした処分（第四号に規定する処分を除く。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この項及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する從たる事務所（同法第四条第二項に規定する從たる事務所をいう。以下この項及び第五条第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき経由した機構の事務所がある場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する從たる事務所（とする）の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官。

二 全国健康保険協会、健康保険組合、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した

健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官。

三 厚生労働大臣がした処分（次号に規定する処分を除く。）に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき経由した機構の事務所（從たる事務所を経由した場合にあつては、その從たる事務所（年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する從たる事務所）若しくは国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官）の所在地を管

四 国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課若しくは徴収若しくは同法第九十六条の規定による処分又は年金給付遅延加算金支給法第六条第一項（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による徴収金（給付遅延特別加算金（国民年金法附則第九条の二第一項の規定による脱退一時金に係るもの）を除く。第四条第一項において同じ。）に係るものに限る。）の賦課若しくは徴収若しくは年金給付遅延加算金支給法第六条第二項（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその例によるものとされる同法第九十六条の規定による処分に対する審査請求にあつては、その処分をした者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるものの所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官。

五 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分に關与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に關与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害關係人

（標準審理期間）

第三条の二 厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、地方厚生局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

（審査請求期間）

第四条 審査請求は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付（国民年金法による給付並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金（厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るもの）及び給付遅延特別加算金を含む。）、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他の国民年金法の規定による徴収金若しくは年金給付遅延加算金支給法第六条第一項の規定による徴収金（給付遅延特別加算金に係るものに限る。）に関する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬又は標準給与に関する処分に対する審査請求は、原処分があつた日の翌日から起算して二年を経過したときは、することができない。

3 審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（審査請求の方式）

第五条 審査請求は、政令の定めるところにより、文書又は口頭で行うことができる。

2 審査請求は、原処分に関する事務を処理した地方厚生局、機構の從たる事務所、年金事務所若しくは健康保険組合等又は審査請求人の居住地を管轄する地方厚生局、機構の從たる事務所、年金事務所若しくは当該地方厚生局に置かれた審査官を経由してすることができる。

3 前項の場合における審査請求期間の計算については、その経由した機関に審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

（代理人による審査請求）

第五条の二 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(却下)

第六条 審査請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(補正)

第七条 審査請求が不適法であつて補正することができるものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

2 審査官は、審査請求人が前項の期間内に補正しないときは、決定をもつて、審査請求を却下することができる。但し、前項の不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

(移送)

第八条 審査請求が管轄であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、且つ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査請求があつたものとみなす。(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査請求がされたときは、第六条又は第七条第二項本文の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、政令の定めるところにより、原処分をした保険者(石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金、機構、財務大臣(その委任を受けた者を含む)又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ)及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができる。

(審査請求の手続の計画的進行)

第九条の二 審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭による意見の陳述)

第九条の三 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人の申立てがあつたときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という)により口頭で意見述べる機会を与えるなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他利害関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関して、原処分をした保険者に対して、質問を發することができる。

(原処分の執行の停止等)

第十条 審査請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。

2 審査官は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。

3 第一項の執行の停止は、審査請求があつた日から二月以内に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があつたものとみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。

4 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによつて行う。

5 審査官は、執行の停止又は執行の取消をしたときは、審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、(手続の併合又は分離)

(文書その他の物件の提出)

第六条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求の手続を分離することができる。

第七条の三 審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

2 原処分をした保険者は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審理のための処分)

第十二条 審査官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

2 前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審理のための処分)

第十三条 審査官は、審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すこと。

2 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

3 鑑定人に鑑定させること。

4 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

5 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。

3 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。前項の規定により嘱託を受けた審査官も、同様とする。

4 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をそ

の申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

5 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

6 第一項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定審査請求手続の計画的遂行)

第十四条 審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第九条の三、第十条の三並びに前条第一項及び第四項に定める審査請求の手続(以下この条において「特定審査請求手続」という。)を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに關する意見の聴取を行うことができる。

2 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が遠隔の地に居住している場合その他相當と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

審査官は、前二項の規定による意見の聽取を行つたときは、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に通知するものとする。
 (審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等)

第十一條の三 審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十条の三第一項若しくは第二項又は第十一條第一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したもの(文書)又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聽かなければならない。ただし、審査官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第十二条 審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。
 (審査請求の取下げ)

第十三条の二 審査請求人は、決定があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。
 (手続の受継)

第十三条 審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

(本案の決定)

2 審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

(却する決定をしなければならない)

(決定の方式)

第十四条 決定は、次に掲げる事項を記載し、決定をした審査官が記名押印した決定書によりしなければならない。

(決定の方式)

二 事案の概要

三 審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の主張の要旨

四 理由

2 決定書には、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間を記載しなければならない。
 (決定の効力発生)

第十五条 決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2 決定の送達は、決定書の謄本を送付することによつて行う。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつて行うことができる。

3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態にかかる。

置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査官が職務を行う場所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査官は、決定書の謄本を第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に送付しなければならない。
 (決定の拘束力)

第十六条 決定は、第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を拘束する。
 (文書その他の物件の返還)

第十七条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百五十六条第一項(変更の判決)及び第二百五十七条第一項(更正決定)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第二百五十六条第一項中「その言渡し後一週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後二週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。

(審査請求の制限)

第十七条の二 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。
 (政令委任)

第十八条 この節に定めるものほか、審査請求の手続は、政令で定める。

(設置)
第二章 社会保険審査会
 第一節 設置及び組織

第十九条 健康保険法第八十九条、船員保険法第百三十八条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第一百一条及び年金給付遅延加算金支給法第八条の規定による再審査請求並びに健康保険法第一百九十一条、船員保険法第百三十九条、厚生年金保険法第九十一条第一項、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項及び年金給付遅延加算金支給法第九条(年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による審査請求(年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係るもの)を除く。第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(職権の行使)

第二十条 審査会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)
 第二十二条 審査会は、委員長及び委員五人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第二十二条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわ

らず、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十三条 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることがある。

(身分保障)

第二十四条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 1 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- 3 審査会により、心身の故障のため、職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第二十五条 厚生労働大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第二十六条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 審査会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならぬ。

(合議体)

第二十七条 審査会は、委員長及び委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、再審査請求又は審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員長及び委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査請求又は審査請求の事件を取り扱う。

第二十七条の二 前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、委員長がその構成に加わるものにあつては、委員長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、委員長が審査長となり、委員長に故障があるときは、第二十六条规定により委員長を代理する委員が審査長となる。

第二十七条の三 第二十七条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第一項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第二十七条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3 第二十七条第一項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの三人以上の者の賛成をもつて決する。

(委員会議)

第二十七条の四 審査会の会務の処理(再審査請求又は審査請求の事件の取扱いを除く。)は、委員長及び委員の全員の会議(以下「委員会議」という。)の議決によるものとする。

2 委員会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができる。

3 委員会議の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員長及び委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならぬ。

(給与)

第二十八条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

1 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

2 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。

3 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益を代表する者の指名)

第三十条 厚生労働大臣は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険(石炭鉱業年金基金の行う事業を含む)ごとに、被保険者(石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項において同じ。)の利益を代表する者及び事業主(船員保険については、船舶所有者)の利益を代表する者各二名を、関係団体の推薦により指名するものとする。

2 厚生労働大臣は、国民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者四名を指名するものとする。

第三十一条 削除

第二節 再審査請求及び審査請求の手続

(再審査請求期間等)

第三十二条 健康保険法第八十九条第一項、船員保険法第一百三十八条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第一百一条第一項又は年金給付遅延加算金支給法第八条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二月を経過したときは、することができない。

2 健康保険法第一百九十条、船員保険法第一百三十九条、厚生年金保険法第九十一条第一項、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項又は年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。

3 第四条第一項ただし書及び第三項の規定は、前二項の期間について準用する。

4 第五条の規定は、第一項に規定する再審査請求に準用する。

5 第一条の再審査請求及び第二項の審査請求においては、原処分をした保険者(健康保険法第八十条第四項、船員保険法第一百三十二条第四項及び厚生年金保険法第八十六条第五項(石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する場合及び年金給付遅延加算金支給法第六条第二項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。)並びに国民年金法第九十六条第四項(年金給付遅延加算金支給法第六条第二項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。)の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。)をもつて相手方とする。

(保険者等に対する通知)

第三十三条 審査会は、再審査請求又は審査請求がされたときは、第四十四条において読み替えて準用する第六条又は第七条第二項本文の規定により当該再審査請求又は審査請求を却下する場合を除き、政令の定めるところにより、原処分をした保険者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者に通知しなければならない。

(参加)

第三十四条 審査会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、利害関係のある第三者を当事者として再審査請求又は審査請求の手続に参加させることができる。

2 審査会は、前項の規定により第三者を手続に参加させるときは、あらかじめ当事者及び当該第三者の意見を聞かなければならない。

4 3 再審査請求又は審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

前項の代理人は、各自、第一項の規定により当該再審査請求又は審査請求に参加する者のために、当該再審査請求又は審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、再審査請求又は審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができるのである。

(原処分の執行の停止等)

第三十五条 再審査請求及び審査請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査会は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。

2 審査会は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによつて行う。

4 審査会は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、原処分をした保険者以外の当事者に通知しなければならない。

(審理の期日及び場所)

第三十六条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者に通知しなければならない。

(審理の公開)

第三十七条 審理は、公開しなければならない。但し、当事者の申立があつたときは、公開しないことができる。

(審理の指揮)

第三十八条 審理期日における審理の指揮は、審査長が行なう。

(意見の陳述等)

第三十九条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭し、意見を述べることができる。

2 第三十条第一項の規定により指名された者のうち、被保険者の利益を代表する者は、同項に規定する各保険の被保険者たる当事者の利益のため、事業主の利益を代表する者は、事業主たる当事者の利益のため、それぞれ審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

3 第三十条第二項の規定により指名された者は、国民年金の被保険者又は受給権者たる当事者の利益のため、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

4 第一項の規定による意見の陳述(以下この条において「意見陳述」という。)は、審査会が全ての当事者を招集してさせるものとする。

5 意見陳述において、審長は、当事者若しくはその代理人又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者のする陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

6 意見陳述に際し、当事者(原処分をした保険者を除く。)及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求又は審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対する質問を發することができる。

(審理のための処分)

第四十条 審査会は、審理を行うため必要があるときは、当事者若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

1. 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徵すること。

2. 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

3. 鑑定人に鑑定させること。

4 四 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に嘱託すること。

3 前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

4 審査会は、当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その再審査請求若しくは審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第十一条第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(調書)

第四十一条 審査会は、審理の期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者は、厚生労働省令の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

3 第十一条の三第一項後段及び第三項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

(合議)

第四十二条 審査会の合議は、公開しない。

(裁決の方式)

第四十三条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査長及び合議に関与した審査員が記名押印した裁決書によりしなければならない。審査長又は合議に関与した審査員が記名押印することができないときは、合議に関与した審査員又は審査長が、その事由を付記して記名押印しなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者の主張の要旨

四 理由

(準用規定)

第四十四条 第三条の二、第五条の二から第七条まで、第九条の二、第十条の二、第十条の三、第十一条の二から第十三条まで、第十五条、第十六条の二及び第十七条の規定は、再審査請求又は審査請求の手続に、第十七条の二の規定は、この節の規定に基づいて審査会がした処分に準用する。この場合において、これらの規定(第十条の二、第十五条第三項及び第十七条の二を除く。)中「審査請求」とあるのは「再審査請求又は審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の二	厚生労働大臣	審査会
第五条の二	地方厚生局	厚生労働省
第二項	審査請求人	再審査請求人又は審査請求人

第九条の二	当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者
第二項	審査官

審査請求	第三章 罰則
第十条の三第一項	第四十五条の二 第二十九条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第十二条の二の見出し第一項	第四十六条 第十一条第一項第四号若しくは第二項又は第四十条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。但し、審査官が取り扱う審査請求事件の審査請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は審査会が取り扱う再審査請求事件若しくは審査請求事件の当事者は、この限りでない。
第十三条の二第二項	第十三条の二第一項 第四十九条の三、第十条の三並びに前条第一項及び第四項
第十四条の二第一項	第十三条の二第一項 第三十九条、第四十条第一項、同条第五項において準用する第十条の三、第十四条において準用する第十条の三並びに前条第一項における第十一条第四項及び
第十五条の三第一項	第十四条において準用する第十条の三並びに前条第一項における第十一条第四項及び
第十七条	再審査請求若しくは審査請求
(政令委任)	当事者（原処分をした保険者を除く。）又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者
第十四条の二第一項	第十四条 第三十一条第一項若しくは第二項の規定により指名された者
第十五条の三第一項	第十四条 第三十一条第一項若しくは第二項の規定により指名された者
第十六条	第十四条 第三十一条第一項若しくは第二項の規定により指名された者
第十七条	再審査請求若しくは審査請求
第十八条	再審査請求若しくは審査請求
第十九条の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人	当事者
審査請求人	当事者
第十九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人	当事者
審査請求人	当事者
審査請求人	当事者

この節に定めるもののほか、再審査請求及び審査請求の手続は、政令で定める。

- 第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。
- 附 則 (昭和三四年四月一六日法律第一四一號) 抄
(施行期日)
- 14 従前の社会保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際裁判所に係属しているものについては、従前の社会保険審査会のした訴訟行為は、この法律による社会保険審査会のした訴訟行為とみなす。
 - 15 当分の間、第十九条の規定の適用については、同条中「石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項及び」とあるのは、「及び附則第二十九条第五項、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項及び国民年金法附則第九条の三の二第五項並びに」と、「審査請求（年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係るもの）」であるのは、「審査請求」とし、第三十二条第二項の規定の適用については、同条中「石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項、国民年金法附則第九条の三の二第五項」とする。

(施行期日)
この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三五年八月一日法律第一三四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三六年一〇月三一日法律第一六七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三六年一一月一日法律第一八二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一一日法律第一一二三号) 抄

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の効力を妨げない。

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四〇年六月一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第四十六条の六」を「第四十六条の七」に、「第六十八条」を「第六十九条の二」に改める部分を除く)、第一条の改正規定(第三条第一項の改正規定、第十九条の改正規定、第十九条の次に一条を加える改正規定、第四十四条の次に一条を加える改正規定、第八十一条第五項の改正規定(特例第二種被保険者及び特例第三種被保険者に係る部分に限る)、第八十五条の次に一条を加える改正規定、第八十七条に一項を加える改正規定、第一百二条に一項を加える改正規定及び第八章

の次に一章を加える改正規定並びに附則第二十一条、附則第二十四条から附則第二十八条までの規定によりなお従前の例によることとされた旧日雇健保法第三十九条の規定による再審請求及び旧日雇健保法第四十条の規定による審査請求の事件を取り扱う。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年八月一六日法律第一三五号) 抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年一一月一〇日法律第八六号) 抄

(施行期日等) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年一一月一〇日法律第七八号) 抄

(施行期日) この法律(第一条を除く)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年一一月二日法律第七八号) 抄

この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他の法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五九年八月一四日法律第七七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五九年八月一四日法律第七七号) 抄

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一一部改正に伴う経過措置

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四号) 抄

社会保険審査会は、新審査会法第十九条の規定にかわらず、同条に規定するもののほか、附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧日雇健保法第三十九条の規定による再審請求及び旧日雇健保法第四十条の規定による審査請求の事件を取り扱う。

（その他の経過措置の政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (昭和六十一年二月二七日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十一年二月二七日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十一年二月二七日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十一年二月二七日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年一月九日法律第九五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中国民年金法第三十三条の二第一項の改正規定（「十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子」を「子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）に改める部分に限る。）、同条第三項、同法第三十七条の二第一項、第三十九条第三項、第四十条第三項及び第八十七条第四項並びに同法附則第五条第九項、第九条第一項及び第九条の二の改正規定並びに同法附則第九条の三の次に一条を加える改正規定、第二条の規定（厚生年金保険法第百三十六条の三の改正規定、同法附則第十二条の次に五条を加える改正規定（同法附則第十二条の五に係る部分に限る。）及び同法附則第十三条の二の次に一条を加える改正規定を除く。）、第五条の規定、第七条の規定、第八条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の改正規定（第百三十二条第二項及び九条第三項並びに）を加える部分に限る。）、第九条の規定、第十二条の規定（國民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二条の次に見出し及び二条を加える改正規定を除く。）、第十二条の規定並びに第十七条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定並びに附則第七条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十四条まで、第二十七条から第三十四条まで、第三十六条第二項、第四十条及び第四十五条から第四十八条までの規定並びに附則第五十条の規定（平成七年四月一日）

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定（公布の日）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（国等の事務）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもの（ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようすとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の便利性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
規定期（公布の日）
（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条この法律の施行の際現に従前の厚生省の社会保険審査会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第九十三条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法（以下この条において、「新審査会法」という。）第二十二条第一項の規定により、厚生労働省の社会保険審査会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新審査会法第二十三条第一項の規定にかかるわらず、同日における前後の厚生省の社会保険審査会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2この法律の施行の際現に第九十三条の規定による改正前の社会保険審査官及び社会保険審査会法第三十条第一項又は第二項の規定により指名されている者は、それぞれこの法律の施行の日又は、新審査会法第三十条第一項又は第二項の規定により指名されたものとみなす。

第三十条第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一一年一二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

十七第七十条の規定によるユネスコ活動に関する法律第十一条第一項、公安審査委員会設置法第七条及び社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十四条の改正規定

第四条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、千三百五条、千三百六条、千三百二十四条第一項、千三百二十六条第二項及び千三百四十四条の規定

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条（平成一三年七月四日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）

（施行期日）

第一条この法律は、平成十四年七月三日から施行する。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇二号）

（施行期日）

第一条この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇二号）

（施行期日）

第一条この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第四百五十二条）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五一号）

（施行期日）

第一条この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十二条）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則（平成一六年六月二日法律第七六号）

（施行期日）

第一条この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、

第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従

出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする。

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(政令への委任)

第七十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(附則) (平成二十二年四月二八日法律第二八号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

(附則) (平成二十三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第

四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、

第十一条、第十五条、第二十二条(第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条たゞし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十

条から第五十二条までの規定)公布の日(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(附則) (平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(附則) (平成二十四年三月三一日法律第二四号) 抄

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) (平成二十五年六月二六日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十二条 社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(以下この条及び附則第一百四十二条において「審査会法」という。)第一条第一項の規定にかかるわらず、同項に規定するもののほか、附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項の規定による審査請求及び附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求の事件を取り扱う。

前項の審査請求に関する審査会法第一条第一項、第三条第一項第二号及び第九条第一項の規定の適用については、審査会法第一条第一項中「除く。以下同じ。」とあるのは「除き、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年改正法」という。)附則第八十四条において準用する場合を含む。以下同じ。」と、「審査請求」とあるのは「審査請求(平成二十四年改正法附則第六十条の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。以下同じ。)」と、同号中「、健康保険組合」とあるのは「、健康保険組合、平成二十四年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)若しくは同条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)」と、「した処分」とあるのは「した処分(存続連合会がした处分にあつては、平成二十四年改正法附則第六十条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。)」と、審査会法第九条第一項中「保険者」とあるのは「保険者(存続厚生年金基金若しくは存続連合会)」とする。

社会保険審査会は、審査会法第十九条の規定にかかるわらず、同条に規定するもののほか、附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項の規定による再審査請求及び附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされた再審査請求並びに附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十一条第一項の規定による審査請求及び附則第六十

八条の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求の事件を取り扱う。

4 前項の再審査請求及び審査請求に関する審査会法第十九条、第三十条第一項及び第三十二条第五項の規定の適用については、審査会法第十九条中「第九十条」とあるのは「第九十条(同条第二項及び第六項を除き、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一

部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十四条において準用する場合を含む。以下同じ。」と、「再審査請求」とあるのは「再審査請求（平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされたもの）」と、「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第一項（平成二十五年改正法附則第八十四条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）」と、「審査請求」とあるのは「審査請求（平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされたもの）」と、「審査会法第三十条第一項中「厚生年金保険」（とあるのは「厚生年金保険（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）及び同条第十三号に規定する存続連合会並びに）」と、「被保險者（とあるのは「被保險者（存続厚生年金基金の加入員並びに）」と、審査会法第三十二条第五項中「及び厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「並びに国民年金法」とあるのは「、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされたものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）」）」と、「平成四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第五項及び平成二十五年改正法附則第六十二条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第五項並びに国民年金法」とする。）」とする。

第一百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（平成二十六年六月一三日法律第六十九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
- 二 第四条、第十三条及び第二十条の規定 第二十二条内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（公示送達等の方法に関する経過措置）

第三条 次に掲げる法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

一及び二 略

第四条 第二十三条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法第十五条第三項（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（訴え提起については、なお従前の例による。）の訴えを提起しては、なお従前の例による。

第七条 この法律の規定により不服申立てを提起すべき期間を経過したものの（訴え提起については、なお従前の例による。）の訴えを提起しては、なお従前の例による。

第八条 この法律の規定により不服申立てを提起すべき期間を経過したものの（訴え提起については、なお従前の例による。）の訴えを提起しては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 **（令和五年六月一六日法律第六三号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
- 二 第四条、第十三条及び第二十条の規定 第二十二条内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（公示送達等の方法に関する経過措置）

第二条 次に掲げる法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

第三条 第二十三条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法第十五条第三項（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。